

競争入札参加資格確認申請書

令和8年（2026年）月 日

熊本市長（宛）

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

令和8年1月22日付けで公告のありました令和8年度（2026年度）熊本市公立保育所調理従事者等の検体回収及び検便検査業務委託に係る入札に参加する資格について、その有無を確認されるよう、下記の書類を添えて申請します。

記

1 競争入札参加資格審査調書（様式第2号）

2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項に規定する病院若しくは診療所の開設許可を有することを証する書面の写し。又は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項に規定する衛生検査所の登録（微生物）を受けていることを証する書面の写し。

3 入札参加者の同種業務の実績（様式第3号）並びに同種業務の実績を証する契約書の写し、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等

競争入札参加資格審査調書

1 件名

令和8年度（2026年度）熊本市公立保育所調理従事者等の検体回収及び検便検査業務委託

2 競争入札参加資格要件

次の(1)～(11)に掲げる条件をすべて満たしていることを誓約します。虚偽の事項があった場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。なお、この書類を提出した以後に(1)～(11)に掲げる条件のいずれかを満たさなくなった場合は、速やかに届け出ます。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「検査業務」・第2分類「その他検査業務」での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項に規定する病院若しくは診療所の開設許可を有すること。又は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項に規定する衛生検査所の登録（微生物）を受けていること。

許可取得日	許可番号

※ 申請書等提出締切日のときに有効な許可を証する書面を添付すること。添付されていない場合は、その許可を有しているとは認めない。

(10) 熊本市内に本店又は営業所等を有する者であること。

本店又は営業所等の所在地	
--------------	--

(11) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、令和5年度（2023年度）以降に履行が完了した、検便検査業務に関する業務委託の実績を有すること。

令和8年（2026年） 月 日

申請者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

【連絡担当部署】

部署名		担当者名	
電話番号		FAX	
電子メール			

入札参加者の同種業務の実績

商号又は名称 _____

番号	発注機関名	契約期間	業務名・業務概要	契約金額
1		～	【業務名】 【業務概要(規模・内容や技術的特徴について)】	
2		～	【業務名】 【業務概要(規模・内容や技術的特徴について)】	
3		～	【業務名】 【業務概要(規模・内容や技術的特徴について)】	

(注1) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、令和5年度（2023年度）以降に履行が完了した、検体回収及び検便業務に関する業務委託（申請書等提出日までに履行が完了したものに限る。）に関して代表的なものを3件まで記載し（1件で足りる。）、契約書の写しを添付すること（必須）。なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

添付されていない場合、提出された書類では同種業務の実績を有することが判断できない場合は、その実績を有しているとは認めない。

※ 検体回収及び検便業務に関する業務とは、次のいずれも含む業務とし、「業務概要（規模・内容や技術的特徴）」の欄にはそのことが判るよう記載すること。

- (1) 履行場所からの検体回収
- (2) 検体の検査及び報告

(注2) 発注機関名は具体的に記入すること（例：○○県○○市）。なお、国等の出先機関の場合はその出先機関等の名称等を記入のこと。